

尼崎市地域交通政策審議会資料				
資	料	第	2	号
平	成	2	8	年
1	0	月	1	9
日				

地域交通計画の基本理念と施策体系

3. 地域交通計画の基本理念と施策体系

3.1 尼崎市地域交通計画策定の趣旨

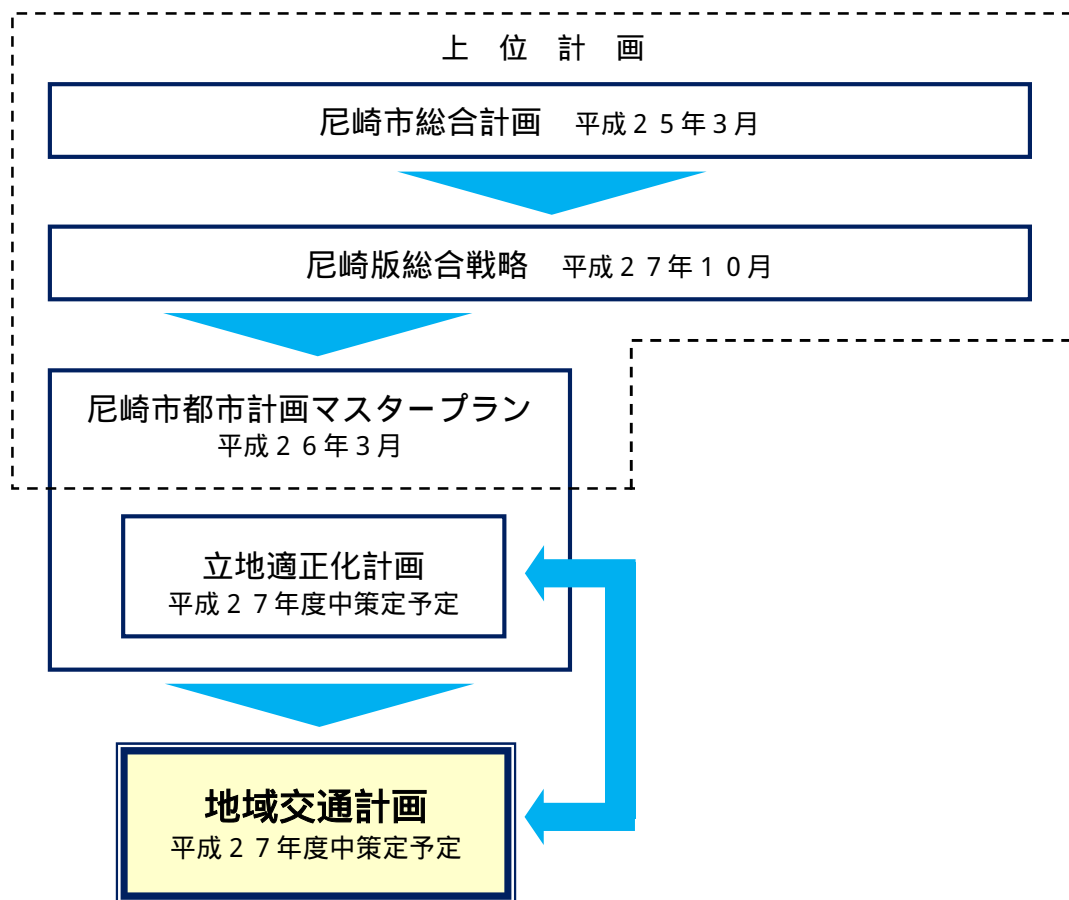
- 本市においては、子育て世帯の転出超過という顕著な傾向もあり、大都市近郊にありながら長期的な人口減少が続いている。また、少子化・高齢化の進展、環境負荷の低減や防災意識が高まっている。
- 平坦な地形で、コンパクトな市域に都市機能が集積されていることから、自転車が多く利用されており、また、運転免許または自家用車を持たないクルマ移動制約者が多い。
- また、昨年度末での自動車運送事業の民間事業者への路線移譲により、今後、地域交通を取り巻く環境が大きく変化しようとしている状況にある。
- 一方、平成 26 年 8 月「都市再生特別措置法」の改正により、居住機能や公共施設も含めた医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワーク形成が推進され、本市においても「立地適正化計画」の策定に向けた事務を進めている。
- 本市は全域が市街化されているが、持続可能なまちづくりを交通面から支援するうえでは、「立地適正化計画」の主旨も踏まえ、「コンパクトシティ」プラス「ネットワーク」の考え方にに基づき、中心拠点や生活拠点が利便性の高い公共交通で結ばれるなど、過度に自家用車に頼ることなく、利便性・効率性の高い公共交通体系の構築が必要である。

これらのことから、尼崎の特性を踏まえつつ、さまざまな交通モードが有機的に連携し、誰もが自由に移動できる交通環境の実現を目指し、地域交通計画を策定する。

3.2 尼崎市地域交通計画の位置付け

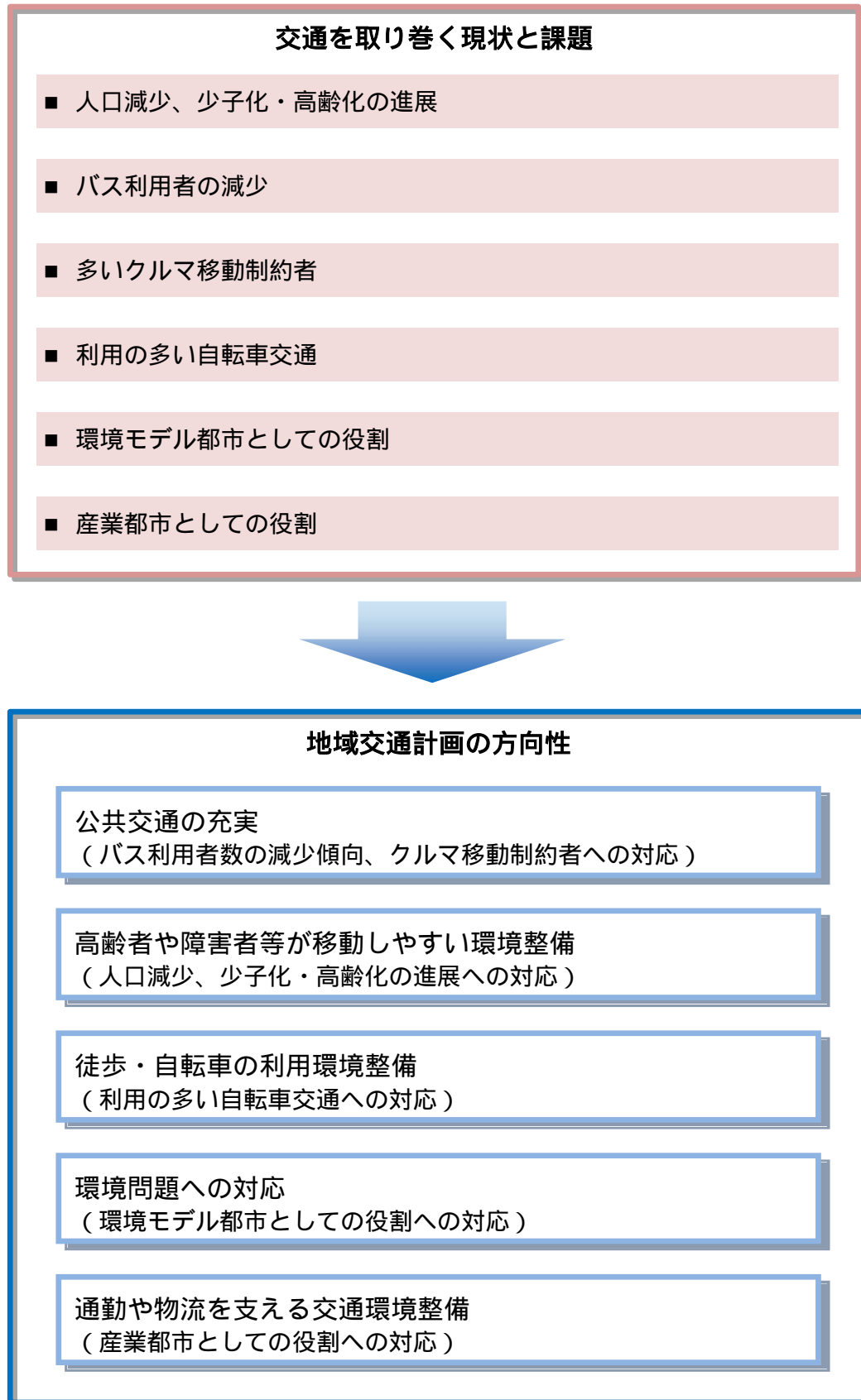
尼崎市地域交通計画は、本市の行政運営の総合的かつ最上位の行政計画である「尼崎市総合計画」、尼崎市総合計画を基に、まち・ひと・しごとの分野に焦点を絞ったアクションプランとして策定された「尼崎版総合戦略」、土地利用、都市交通、市街地整備、都市景観、都市防災の6つの分野ごとにまちづくりの方針を示す「尼崎市都市計画マスタープラン」を上位計画とする。

また、関連性の強い計画として、尼崎市都市計画マスタープランの一部として策定される予定の都市機能誘導区域などを定める「立地適正化計画」がある。



3.3 尼崎市地域交通計画の方向性

尼崎市の交通を取り巻く現状と課題から、尼崎市がめざすべき地域交通計画の方向性は以下に示すとおりである。



3.4 基本理念と施策体系

尼崎市地域交通計画は、本市の交通を取り巻く現状と課題に対応する方向性に基づき、少子化・高齢化の進展や環境意識の高まりなど社会経済状況の変化に対応するため、過度に自動車に依存することなく、利便性の高い持続可能な公共交通体系を構築するとともに、様々な交通モードが有機的に連携し、誰もが自由に移動できる交通環境の実現を目指し、以下を基本理念・基本目標とする。

- 基本理念 -

人と環境にやさしいまちの活力を支える交通環境の実現

- 基本目標 -

基本理念の実現をめざし、計画の方向性を示す3つの基本目標を設定。

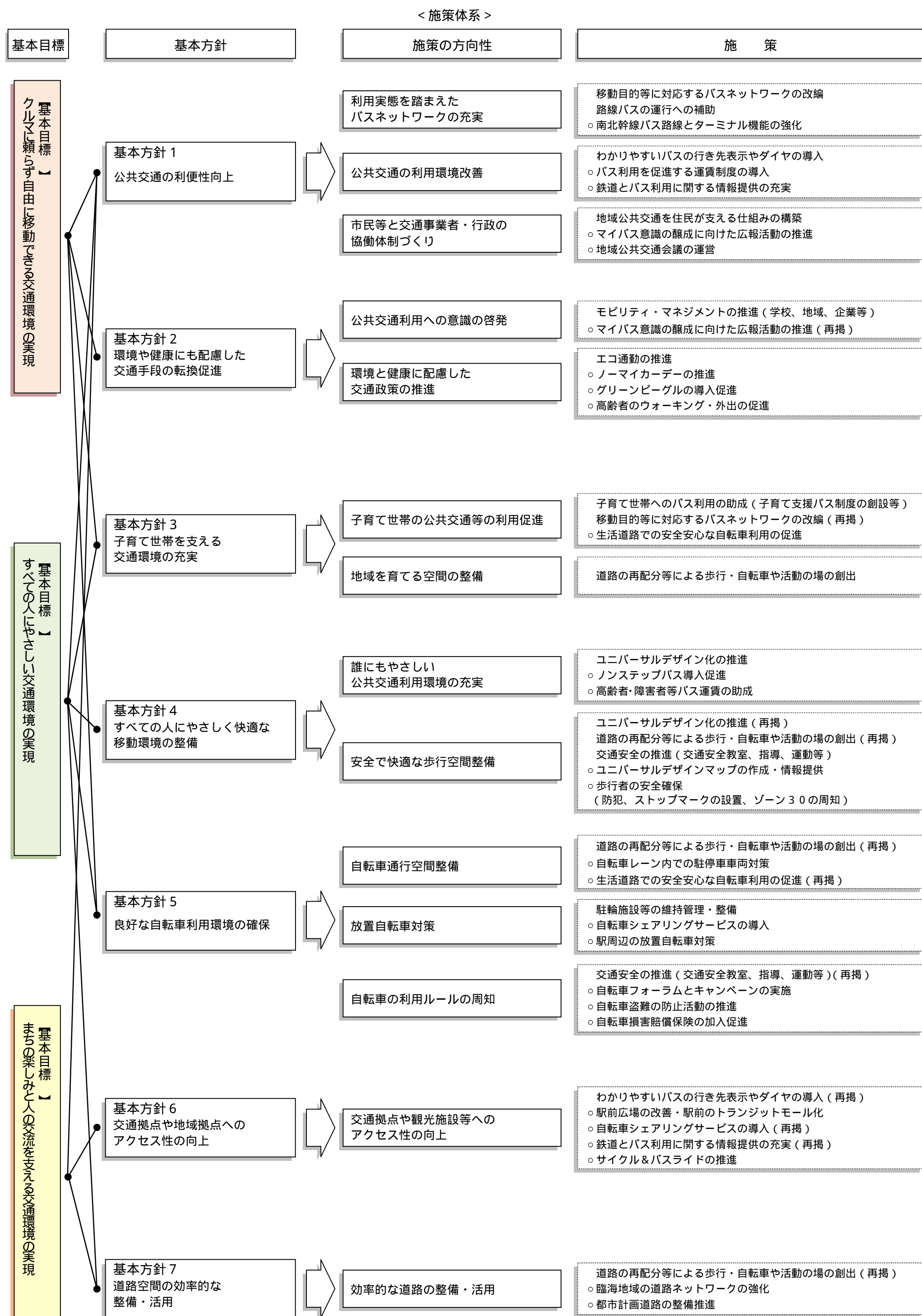
基本目標	： クルマに頼らず自由に移動できる交通環境の実現
	クルマに過度に依存せずに、誰もが自由に移動できるよう、徒歩、自転車、バス、鉄道等各交通手段の適切な役割分担のもと、公共交通サービスの利便性の維持・向上を図るとともに、環境や健康への配慮も踏まえ、クルマから公共交通への利用転換等を促進する。
基本目標	： すべての人にやさしい交通環境の実現
	年齢、障害の有無等に関わらず、すべての人が安全かつ安心に移動できるよう、公共交通や道路等のユニバーサルデザイン化や安全で快適な歩行者や自転車の空間の確保等を図る。
基本目標	： まちの楽しみと人の交流を支える交通環境の実現
	まちの楽しみと人の交流を増やし、まちの活力を支えるため、交通拠点や地域拠点へのアクセス性の向上を図り、また、道路空間の効率的な活用や都市計画道路の整備を推進する。

- 基本方針 -

基本目標に基づき、以下の６つの基本方針を設定。

これらの６つの基本方針の実現に向けて、具体的な施策を展開する。

基本方針と内容	
基本方針１	公共交通の利便性向上 鉄道やバス等の既存ストックを有効的に活用し、地域特性に対応した公共交通網の改編や機能強化、利用環境の改善により、公共交通の利便性向上を図る。
基本方針２	環境や健康にも配慮した交通手段の転換促進 環境や健康への配慮も踏まえ、地域や企業等と連携した公共交通利用への意識啓発の取組などにより、過度なクルマの利用から公共交通の適度な利用への転換等を促進する。
基本方針３	子育て世帯を支える交通環境の充実 子育て世帯の暮らしやすさを支援するため、円滑に移動できる交通環境の充実を図る。
基本方針４	すべての人にやさしく快適な移動環境の整備 高齢者・障害者等を含むすべての人が安全・安心に移動できるよう、公共交通や道路等のユニバーサルデザイン化や安全で快適な歩行空間の確保を図る。
基本方針５	良好な自転車利用環境の確保 安全で快適な自転車の利用を推進するため、自転車の走行空間整備、放置自転車対策、利用ルールの周知等を進める。
基本方針６	交通拠点や地域拠点へのアクセス性の向上 まちの楽しみと交流を増やし、まちの活力を支えるため、駅、公共施設や観光施設等へのアクセス性の向上を図る。
基本方針７	道路空間の効率的な整備・活用 多様な利用者が地域間や拠点間を円滑に移動できるよう、自動車中心から歩行者や自転車に配慮した道路空間の再配分や都市計画道路の整備を推進する。



は重点化施策

< 施策のとりまとめ様式 >

基本方針：

現況と課題

-
-

施策の方向性

施策の方向性：

施策の方向性：

評価指標

評価指標	現状 (平成 28 年度)	将来 (平成 38 年度)	担当課

施策の方向性：

実施施策

施 策	施 策 概 要	重点化	新規 拡充

重点化施策

■

実施時期：